

初 鹿 通 信

第 148 号

令和元年 5 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

ふるさと納税に係る指定制度について

今月より元号が令和に変わり、新しい時代のスタートとなりました。

地方税法等の一部を改正する法律の成立により、6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されます。具体的には総務大臣が以下の基準に適合した地方団体をふるさと納税の対象として指定する仕組みです。

- ① 寄付金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること

6月1日以後に支出された寄付金について適用となりますので、指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄付金については、特例控除の対象外となりますのでご注意ください。対象となる地方団体は総務省より告知されますので、地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等でご確認ください。

住民税の変更について

5月初旬より「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」が市町村より事業主宛に送付されます。通知書を確認のうえ、6月支給の給与より住民税の変更をお願いします。また、退職者等の変更届を提出していない場合は、速やかに届出の提出をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。